

地区計画区域内建築物の主な制限について

『清水町』

苦小牧市

## 地区計画の建築物の主な制限

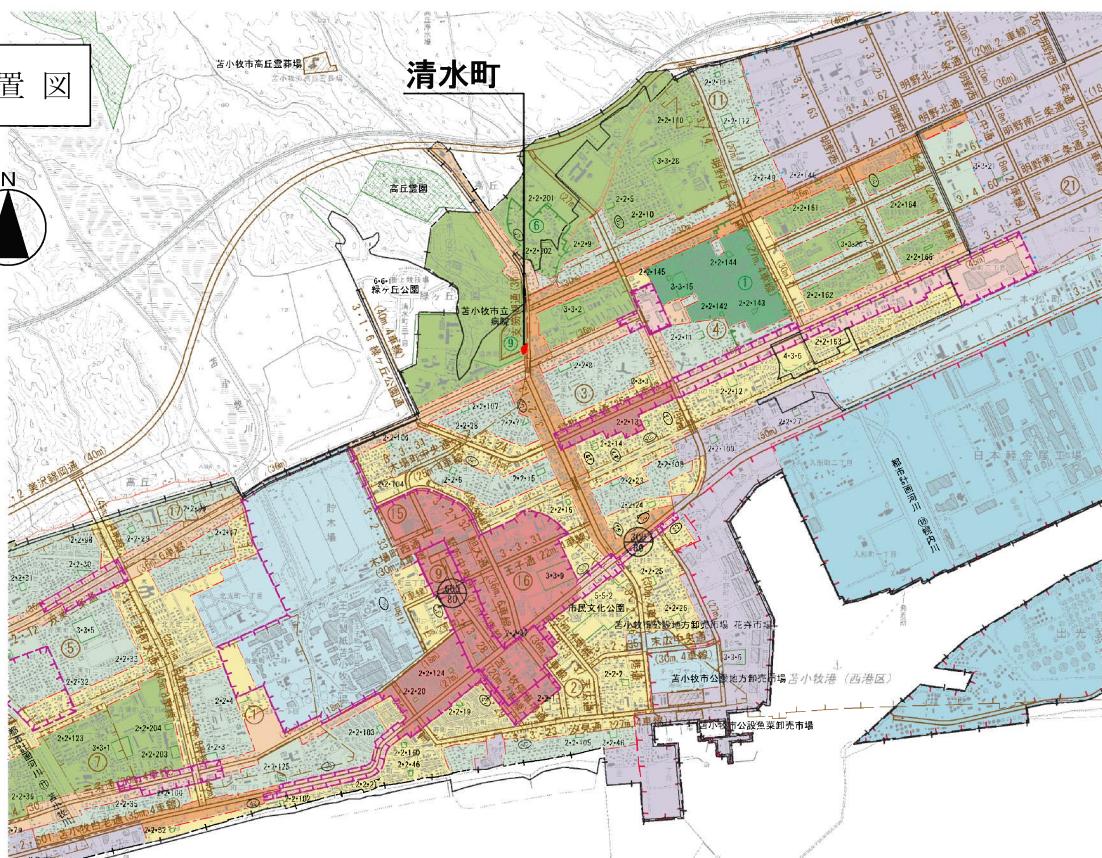
<清水町>

地区の名称		清水町地区計画
用途地域		第一種中高層住居専用地域
建ぺい率	用途地域	60%
	※地区計画	—
容積率	用途地域	200%
	※地区計画	—
防火に対する制限		—
敷地面積の最低限度		—
壁面位置の最低限度	用途地域	—
	※地区計画	—
高さの最高限度	用途地域	—
	※地区計画	—
建築物の用途の制限		<p>建築してはならない建築物 次の各号に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 次に掲げる業種を営む店舗 ア 調剤薬局</p> <p>2 第1号の建築物に附属する自動車車庫、駐輪場その他これに類するもの</p>
建築物等の形態又は意匠の制限		北海道屋外広告物条例第6条第1項各号の一に該当する広告物以外の広告物を建築物に表示し、又は築造設置してはならない。ただし、自己の用に供する広告物を建築物に表示し、又は築造設置する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。
		<p>1 三角柱看板及びこれに類似しないもの</p> <p>2 刺激的な色彩又は装飾を用いるなどにより、美観風致を損なわないもの</p>
垣又は柵の構造の制限		—
土地利用の制限		—

※地区計画欄に記載があるものは、地区計画による制限が優先される。

苫小牧圏都市計画清水町地区計画 位置図・計画図

位置図



計画図

